

◇特別職の非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

- 1 国際博覧会に係る儀典長としての賓客等の接遇に関する指導及び助言等の業務を行う者の報酬の額を定めることにしました。
- 2 この規則は、令和6年12月20日から施行することにしました。

(総務局人事部給与課)